

道 路

安全で快適な道路環境を確保するため、道路及び橋梁の新設改良や維持補修を行っている。特に、国道・県道とネットワークを構成する幹線市道や生活市道の整備、子供・高齢者・障がいのある方など誰もが安全安心で快適な通行が図れる歩行者空間を確保するための歩道バリアフリー整備、及び防災・震災対策に配慮した橋梁の整備を重点的に行っている。

1 道路・橋梁現況

(1) 道 路

区 分	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	路 線 数
国 道	123,412	5.5~36.0	123,412	100.0	7
県 道	303,087	4.0~44.0	292,884	96.6	53
市 道	1 級	165,894	163,245	98.4	126
	2 級	164,341	159,462	97.0	179
	そ の 他	1,784,929	1,717,788	96.2	7,016
道 計	2,115,164		2,040,495	96.5	7,321

(国道及び県道：令和5年4月1日時点数値 / 市道：令和4年度道路台帳整備済数値 専用自歩道を除く)

(2) 橋 梁 (専用自歩道を含む)

区 分	橋 数	橋 長 (m)
永 久 橋	1,735	13,663.8
木 橋	0	0
計	1,735	13,663.8

(3) 市道認定基準(抜粋)

幅員が6m以上で、用地が市に帰属され、かつ、国道、県道、市道又は公共施設に接続するもの。ただし、通り抜けが不可能な場合は、回転広場を有すること。

その他都市計画法、土地区画整理法等により築造された道路で、法定の手続きが完了しているもの。

2 整 備 状 況

(1) 生活道路整備

道路パトロールにより道路不良箇所の早期発見、事故防止を図るほか、道路改良、舗装、側溝整備及び補修・修繕等を行っている。

(2) 歩 道 整 備

高齢者や障がい者をはじめ、市民が安全で安心して歩けるまちを実現するため、歩道の段差解消や視線誘導ブロックを設置し、歩道のバリアフリー化を行っている。

(3) 橋 梁 整 備

橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕や架替を行うとともに、近視目視による点検を行っている。

(4) 幹線道路整備

道路ネットワークの充実を図るため、市街地と周辺地域を結ぶ幹線道路の整備を行っている。

3 交通安全施設の整備・拡充

交通事故を防止するため、防護柵、道路反射鏡及び道路照明灯等の交通安全施設を必要箇所に整備・更新する。

交通安全施設の整備状況

事業名	令和5年度
	事業量
防護柵	0.1km
道路反射鏡	50基
視線誘導標	25本
区画線	44.2km

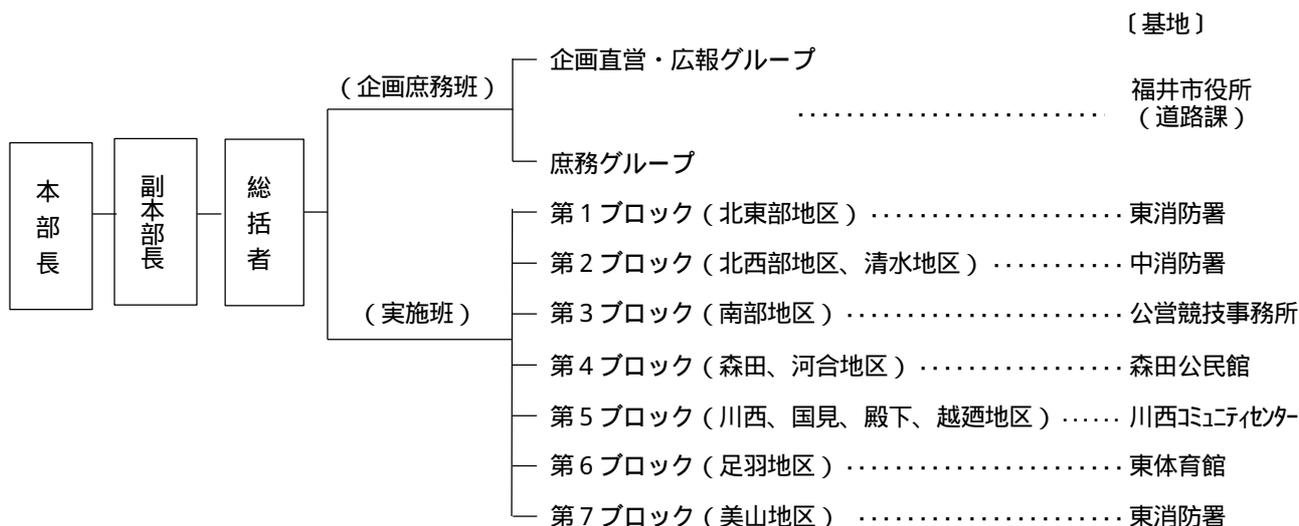
除雪業務

市の除雪業務は市民協働のもと、国、県及び関係機関と連携を図りながら効果的な除雪作業を実施することにより、安全かつ安心な市民生活と地域の経済活動の確保を図るものである。

1 除雪組織（令和5年度）

福井市除雪対策本部を設置し、市内7か所に除雪基地を設ける。

除雪対策本部



2 除雪実施計画

(1) 除雪体制(令和5年度)

除雪対策本部は、本部長(建設部長)の指揮の下に適切な道路除排雪を実施する。除雪体制は次表のとおりとする。

体制	降積雪の状況	内容
準備体制	気象情報等により、降雪が予想される場合	除雪協力企業及び職員の待機
平常体制	道路上の積雪深が、10cm以上ある場合	出勤基準に基づき除雪出勤(最重点除雪路線は5cm) 雪捨場の準備・開設 主要交差点部等の排雪
警戒準備体制	福井地方気象台の福井観測所の積雪深が、60cm程度ある場合、異常な降雪がある又は見込まれる場合など	必要箇所の拡幅除雪及び排雪 雪捨場の開設・増設 公園の雪置き場の活用 応援除雪の準備・実施 情報連絡の強化 道路雪害対策本部設置準備
		日中除雪の実施 県と連携した応援除雪の準備・実施
警戒体制	福井地方気象台の福井観測所の積雪深が、警戒積雪深の90cmに達した場合	<u>道路雪害対策本部の設置</u> 県と連携した応援除雪の実施 応援除雪の実施 雪捨場の増設 広域応援等の要請 情報連絡の強化 市民協働除雪の支援強化

(2) 除雪計画路線及び出勤基準

(令和5年度)

路線名	区分内容	延長
最重点除雪路線	県の最重点除雪路線とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路 中核サービスステーション(中核給油所)へのアクセス道路 (積雪深5cm以上を目安とし、県の最重点除雪路線出勤と連携し出勤)	19.9km
重点除雪路線	県と連携し、重点的な除雪を実施する道路 公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するための道路 (平常時は、積雪深が10cmを超え、県の除雪出勤と連携し出勤。 異常な降雪時には、重点的な除雪を実施するため、県の重点除雪路線出勤と連携し出勤)	36.6km
緊急確保路線	国・県道とアクセスする幹線道路及びバス路線などの生活幹線道路 (積雪深が10cmを超え、県の除雪出勤と連携し出勤)	189.8km
一般除雪路線	その他の未除雪路線、自治会等協力除雪路線を除いた道路 (積雪深が10cmを超え、気象情報等から更に降雪が予想される時、早朝2時頃までに出勤)	1,456.2km
消雪施設路線	消雪施設が設置された道路	83.2km
春期除雪路線	冬期間閉鎖し、融雪期を待ち除雪を行う道路	55.5km
合計		1,841.2km

河 川 ・ 水 路

市内を流れる河川は、九頭竜川など1級河川37、大味川など2級河川4、一本木川など準用河川13、その他の河川、水路は約900で、総延長はおよそ480kmにも及んでいる。

このうち1級河川は国と県において、また2級河川は県において、その他の河川、水路は市において、それぞれ管理している。

1 河川（水路）改修事業等状況

（令和5年度）

事業区分	個所数	事業量	事業費
河川整備事業	26	延長計 358.3m	144,170千円
水路整備事業	64	延長計 1,060m	59,998
総合流域防災事業 （底喰川）	1	橋梁詳細設計	23,430
浸水対策事業	4	調整池整備 ほか	265,969
計	95	1418.3m	493,567

2 河川改修状況

（令和5年度末）

区分	流路延長	改修延長	改修率
準用・普通河川	173.46 km	101.21 km	58.3%

公園緑地

戦後、戦災震災の復興計画として戦災復興土地区画整理事業に着手し、公園緑地を増加すべく、都市緑化と市民の憩いの場の整備を進めてきており、その後も土地区画整理事業により多くの公園緑地が整備された。

また、市民が楽しめる公園として、足羽山公園や西部緑道などの整備を進めてきたほか、既存公園の再整備にも取り組んできた。平成30年度には野球場、サッカー場などの各種スポーツ施設を備えた福井市総合運動公園の整備や、ビジターセンター御座所や掘割広場などの各種施設を備えた中央公園の再整備が完了している。

1 公園緑地の現況

(令和6年4月1日現在)

区分	都市公園		整備済公園			未整備公園	
	個所数	面積(ha)	個所数	面積(ha)	率(%)	個所数	面積(ha)
街区公園	344	63.86	343	63.75	99	1	0.11
近隣公園	30	43.07	30	43.07	100	0	0.00
地区公園	5	19.44	5	19.44	100	0	0.00
総合公園	2	210.29	(2)	82.93	39	2	127.36
運動公園	3	83.06	2(1)	70.90	85	1	12.16
都市緑地	11	29.04	10(1)	25.39	88	1	3.65
広場公園	1	0.02	1	0.02	100	0	0.00
緩衝緑地	1	61.39	1	61.39	100	0	0.00
緑道	1	2.50	1	2.50	100	0	0.00
風致公園	1	4.60	1	4.60	100	0	0.00
歴史公園	2	1.10	2	1.10	100	0	0.00
墓園	2	5.56	2	5.56	100	0	0.00
合計	403	524.93	398(4)	381.65	72	5	143.28

()は一部供用開始外数 一部供用開始の公園については未整備公園の箇所数に計上。

2 主な公園

名称	面積(m ²)	施設概要
足羽山公園	1,233,000	自然史博物館、郷土植物園、展望台、遊具、足羽山公園遊園地、おさごえ民家園、カルチャーパーク、愛宕坂茶道美術館、橘曙覧記念文学館
東山公園	870,000	芝生休憩広場、遊歩道、コミュニティプール、ウォータースライダー、日本庭園
中央公園	22,600	日本庭園、ビジターセンター御座所、掘割広場、掘跡噴水、梅広場
東公園	31,000	グラウンド、遊具、芝生広場、植栽
西公園	14,000	遊具、植栽、テニスコート

福井市総合運動公園	520,000	サッカー場、ソフトボール場、マレットゴルフ場、管理棟、野球場、サブグラウンド
西部緑道	25,000	カルチャースクエアゾーン、アスレチックスクエアゾーン、オープンスクエアゾーン、フラワーガーデンゾーン、ウォーターフロントスクエアゾーン、古墳広場ゾーン、和風庭園ゾーン
養浩館庭園	10,000	名勝養浩館（旧御泉水屋敷）庭園
北の庄城址・柴田公園	2,400	休憩所・展示資料館、多目的広場
左内公園	6,100	橋本左内像、遊具（石の動物）、植栽
福井運動公園 （県管理）	280,000	陸上競技場、野球場、水泳場、テニスコート、体育館
福井少年運動公園 （県管理）	39,000	屋内休憩場、遊具

3 足羽山総合公園

足羽山公園は、足羽山、八幡山、兎越山を含めた三山で形成されており、昭和37年都市公園としての指定を受け、休養憩安、観光等の施設拡充を図り、市民の憩いの場とするように計画された。

足羽山は多年にわたり整備されてきたが、八幡山及び兎越山は未開発であったため、陸上自衛隊の協力を得て道路の新設、広場の造成を図り、その後年次計画により改良整備を行ってきた。

標高116.4mの足羽山には福井の礎を築いた継体天皇像や十数基の古墳群があり、「日本さくらの名所100選」にも選ばれている。

足羽山三段広場を中心にツバキやサザンカ等、数々の花木が四季それぞれに咲くように植栽してある。特に市の花アジサイは、市政80周年記念として植栽したものを含め、足羽山の各所で植栽されている。

区 分	足 羽 山	兎 越 山	八 幡 山	計
公 園 面 積	49.4 ha	25.0	48.9	123.3
道 路 延 長	6,528 m	1,990	2,758	11,276
広 場 数	2カ所	1	2	5
広 場 面 積	10,100 m ²	3,300	3,300	16,700

足羽山公園内にある足羽山公園遊園地は、市民が楽しく憩い、自然の中で動物と親しみ、健全な運動を行いながら、豊かな情操を養うことを目的に昭和52年から整備を開始した。

さらに、昭和53年6月には羊、ロバ、ポニー、鳥類など動物と一緒に遊べる小動物園を建設し、昭和55年7月21日に福井市足羽山公園遊園地として開園した。

以降、園内での繁殖や寄贈等により動物の種類も増え、動物に関連した体験や工作等の様々なイベントを実施するなど、市民に親しまれている。

平成30年9月には、新たに全天候型の動物舎を整備し、カピバラやナマケモノなど熱帯地方に生息する動物を中心に展示をしている。

墓 地 造 成

墓園として戦災復興事業にて都市計画により決定した西墓地は、市街地の南西に位置する足羽山にあり、足羽山公園に通じる車道も新設された。戦災復興事業で墓碑数の約9割を西墓地に、残余は南墓地に収容した。特に西墓地造成にあたっては、天然の風致を生かし、休憩所、便所、水道施設、照明、幹線道路の舗装も完備し、親しみやすいようにした。

また、市民からの墓地造成の要望により岡保地区に、風致景観・環境に留意した広域な東山墓地公園を計画し、昭和41年度には、陸上自衛隊により幹線道路を築造し、翌42年度から市土地開発公社が園地造成に着手し、昭和53年度に完成した。

さらに、平成17年9月の足羽山西墓地の陥没災害による代替墓地として、兎越山に兎越山墓地を新たに造成した。

名 称	総面積 (㎡)	区画数 (区画)	工事費 (千円)	着 工	竣 工
西 墓 地	176,000	8,248	56,811	昭和23年	昭和34年
南 墓 地	3,960	1,090	420	昭和27年	昭和27年
東 山 墓 地	60,500	4,828	278,976	昭和42年	昭和53年
兎 越 山 墓 地	5,100	601	101,769	平成18年	平成19年

使 用 料

使 用 面 積 基 準		3.3㎡当りの単価 (円)
1.65㎡ (0.5坪) から	3.30 ㎡ (1.0坪) までの区画	65,000
3.30㎡ (1.0坪) を超え	4.95㎡ (1.5坪) までの区画	78,000
4.95㎡ (1.5坪) を超え	6.61㎡ (2.0坪) までの区画	91,000
6.61㎡ (2.0坪) を超え	8.26㎡ (2.5坪) までの区画	110,000
8.26㎡ (2.5坪) を超え	9.91㎡ (3.0坪) までの区画	130,000
9.91㎡ (3.0坪) を超え	13.22㎡ (4.0坪) までの区画	156,000
13.22㎡ (4.0坪) を超える区画		182,000

住 宅 政 策

ふくいらしい住まい方である同居・近居への補助や、新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯等が空き家を利活用した住宅取得、家賃を支援することにより、子育てしやすい住環境の確保と、定住人口の維持を促進している。また、民間事業者が建設した、まちなか地区の地域優良賃貸住宅の家賃減額に対する支援を行い、高齢者世帯などに配慮した良質な賃貸住宅の供給を行っている。

さらに、市民の安全で安心な環境を確保するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市内に所在する老朽化して周囲に悪影響を及ぼす空き家等の所有者に対し、適正な管理を促している。

1 ふくいの住まい支援事業

補助メニュー		補助の内容	令和5年度 補助実績
建替住宅取得支援補助		新築住宅建替えのための旧耐震住宅の除却費用への補助	9戸
多世帯近居中古住宅取得補助		新たに多世帯で近居するための中古住宅の取得費用への補助	1戸
多世帯同居リフォーム補助		新たに多世帯で同居するために必要なリフォームに要する費用への補助	7戸
若年夫婦・子育て世帯家賃補助 (特公賃)		県外からU・Iターンする若年夫婦世帯や子育て世帯に対し、良好な特定公共賃貸住宅を提供し家賃を補助	9戸
空き家利活用	空き家取得補助	県外からのU・Iターン世帯や新婚・子育て世帯等の空き家購入への補助	7戸
	空き家リフォーム補助	空き家所有者、または空き家の購入・賃借者が行う空き家のリフォーム費用への補助	5戸
	空き家居住家賃補助	賃貸空き家の家賃への補助	5戸
	空き家流通アドバイザー派遣	空き家の売買・賃貸を検討する所有者に対し、専門業者をアドバイザーとして派遣	19戸

2 地域優良賃貸住宅支援事業概要

まちなか地区において、高齢者世帯など居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けに、良質な賃貸住宅の供給促進を図るため、地域優良賃貸住宅の家賃の負担軽減を図るため補助を行っている。

令和5年度 地域優良賃貸住宅家賃支援 3棟(86戸)

3 空き家等対策事業概要

福井市内において空き家等が増加している中、空き家等の所有者に対し適正な管理を促すとともに、市内に所在する老朽危険化した空き家等の解体に対し費用の一部を補助している。

令和5年度 福井市老朽危険空き家等除却支援事業補助金交付 9件

市 営 住 宅

市民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、市営住宅として公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅を管理している（令和6年4月1日現在：1,843戸）。これらの市営住宅の整備に当たっては、快適なまちづくりの推進、入居者の居住水準の向上、周辺住環境との調和を図ることとし、建替事業や改修事業は、「福井市住宅基本計画」に基づき推進している。

また、既存市営住宅の長寿命化の観点から、外壁や屋上防水の改修事業を継続する予定である。

今後も市営住宅の適切な管理運営に努め、住宅に困窮する市民に対し住宅の供給を行う。

1 市営住宅建設概要

（１）公 営 住 宅 概 要

公営住宅は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

団地名	所在地	建設年度	構 造	管理戸数	間 取	使 用 料（月額・円）	棟 数
湫	湫町	S62～63	中耐4～5階建	72	3DK	24,200～48,200	2
			木造2階建	24	3DK	23,200～38,200	6
江端	江端町	S56～60	中耐3～5階建	199	3DK	20,100～45,200	5
福	福新町	S39～42	中耐4階建	79	2K	7,200～13,900	5
				37	1K (UB)	10,800～24,000	
				4	2K (UB)	10,600～23,200	
		H8～23	中耐3階建	36	3DK	30,500～59,900	2
				30	2DK	23,800～46,900	1
				26	1LDK～2LDK	25,400～58,700	1
				27	1LDK～3DK	28,900～68,500	1
				39	2K～3DK	18,800～61,700	1
		社	運動公園 1・2丁目	S43～45	簡易平屋建	12	2K
中耐4 階建	82				2K	7,900～14,600	5
	2			2K (UB)	11,000～23,300		
	28			1K (UB)	11,500～25,300		
S48				21	2K	11,800～23,300	
加茂河原	加茂河原 3丁目	S33～34	簡易2階建	24	2K	*募集停止中	4
明里	桃園1丁目	S28～31	簡易2階建	8	1DK	*募集停止中	5
				20	3K	*募集停止中	

東安居	豊岡2丁目	S45	中耐5階建	70	3DK	*募集停止中	1
		H25	高耐8階建	32	1LDK~4DK	20,200 ~ 69,800	1
			高耐6階建	26			1
		H27	高耐8階建	72	2DK~4DK	25,400 ~ 73,100	1
		H30	高耐7階建	43	1LDK,2LDK 2DK~4DK	19,300 ~ 69,000	1
		R2	中耐5階建	23	1LDK,2LDK 2DK~3DK	19,600 ~ 54,100	1
R5	高耐6階建	54	1LDK~4DK	19,900 ~ 71,100	1		
新田塚	新田塚2丁目	H4~5	耐火2階建 中耐3~4階建	18	2LDK,3DK	27,900 ~ 57,900	1
			中耐3階建	30	2DK	20,400 ~ 44,100	1
御幸	御幸2丁目	S29	簡易2階建	12	2K	*募集停止中	2
新保	丸山2丁目	S32	簡易2階建	8	1DK	*募集停止中	2
				2	2K	*募集停止中	
上野	上野本町新	H元~3	中耐3階建	84	3DK	24,500 ~ 49,500	5
森田東	河合寄安町	S51~54	中耐5階建	165	3DK	15,800 ~ 39,500	4

(2) 改良住宅概要

改良住宅は、不良住宅が密集する地区の環境改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進し、公共の福祉に寄与することを目的としている。福井市の改良住宅は、戦後又は震災後、生活困窮者のために建てられた応急市営住宅や民間不良住宅が老朽化などしたため、環境整備事業を行い建設したものである。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取	使用料(月額・円)	棟数
月見	月見2丁目	S45~46	中耐5階建	53	2K	11,500 ~ 12,000	2
明里	明里町	S46~47	中耐5階建	98	3K	*募集停止中	2
立矢	足羽3丁目	S39~44	中耐4階建	119	2K	6,600 ~ 7,900	5
経田	大宮2丁目	S39~42	中耐4階建	64	2K	7,300 ~ 7,800	4
新保	新保1丁目	S47	中耐4階建	58	3K	13,000	2

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘(52戸)を含まない。

(3) 特定公共賃貸住宅(特公賃住宅)概要

特公賃住宅は、中堅所得者層の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としている。福井市の特公賃住宅は、公営住宅の入居希望者のうち収入超過世帯の受け皿を目的として建設している。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取り	使用料(月額・円)	棟数
新田塚	新田塚2丁目	H6	中耐3階建	12	3DK	58,000	1
福	福新町	H8	中耐3階建	18	3DK	64,000	1

(4) 定住促進住宅概要

定住促進住宅は、人口の過疎化・高齢化・少子化対策として、都市部の人口流入を図るべく、特に若年層を中心としたU・Iターン者を受け入れ、さらに若年世代等の人口流失に歯止めをかけるとともに、高齢者にも配慮したバリアフリー対策を施して建設したものである。

団地名	所在地	建設年度	構造	管理戸数	間取り	使用料(月額・円)	棟数
越廼定住促進住宅	栞崎町	H13	中層3階建	3	2LDK	28,000	1
				9	3LDK	33,000	

2 市営住宅の申込件数の推移

年度	新築住宅			既設住宅				
	建設戸数	申込件数	倍率	管理戸数	申込件数	入居戸数	倍率	摘要
26				1,942	201	71	2.8	27.3.31 現在
27	72	72		2,011	165	51	3.2	28.3.31 現在
28		—	—	1,931	125	48	2.6	29.3.31 現在
29		—	—	1,919	82	46	1.8	30.3.31 現在
30	43	37	—	1,918	120	75	1.6	31.3.31 現在
R元		—	—	1,916	138	62	2.2	R2.3.31 現在
2	23	16	—	1,932	118	51	2.3	R3.3.31 現在
3		—	—	1,881	131	77	1.7	R4.3.31 現在
4		—	—	1,853	59	51	1.2	R5.3.31 現在
5	54	81		1,789	169	105	1.6	R6.3.31 現在

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘(52戸)を含まない。

3 市営住宅の構造別管理戸数

団地名	公 営				特公賃	改 良	定住促進	合 計
	木 造	簡 平	簡 二	耐 火	耐 火	耐 火	耐 火	
淵	24			72				96
江 端				199				199
福				278	18			296
社		12		133				145
加 茂 河 原			24					24
東 安 居				320				320
新 田 塚				48	12			60
御 幸			12					12
上 野				84				84
森 田 東				165				165
月 見						53		53
明 里			28			98		126
立 矢						119		119

経 田						64		64
新 保			10			58		68
越 廻							12	12
合 計	24	12	74	1,299	30	392	12	1,843

上記管理戸数には、生活支援課で管理している羽畔・羽川荘（52戸）を含まない。

建 築 指 導

生活の基盤をなす建築物について、安全性の確保や良好な環境の確保、住み良いまちづくりに資するため、建築基準法等に基づく審査・指導等を行っている。また、既存の特定建築物や昇降機の定期報告等による維持管理への指導、建築物の耐震化への指導や支援により、建築物の安全性の向上に努めている。

さらに、長期優良住宅、低炭素建築物の認定や建設リサイクル法に基づく届出制度の運用等により、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けたまちづくりの一翼を担っている。

1 建築確認申請等受付件数及び手数料徴収状況

年度		R 3		R 4		R 5	
確認申請	建築物	(327 件)	4,571,000 円	(275 件)	3,905,000 円	(233 件)	3,897,000 円
	昇降機	(12 件)	108,000 円	(11 件)	94,000 円	(8 件)	93,000 円
	工作物	(12 件)	96,000 円	(5 件)	40,000 円	(4 件)	40,000 円
計画通知		(27 件)	0 円	(26 件)	0 円	(34 件)	0 円
仮使用		(1 件)	120,000 円	(2 件)	120,000 円	(6 件)	120,000 円
許可 認定		(21 件)	1,008,000 円	(15 件)	526,000 円	(14 件)	595,000 円
長期優良 低炭素		(222 件) (65 件)	1,974,000 円	(237 件) (32 件)	3,009,000 円	(208 件) (11 件)	2,576,000 円
工ネ向 工ネ適		(17 件) (19 件)	1,390,200 円	(4 件) (21 件)	1,706,800 円	(1 件) (21 件)	1,764,000 円
合計		(723 件)	9,267,200 円	(625 件)	9,400,800 円	(539 件)	9,085,000 円

2 特定建築物・昇降機の定期報告制度

不特定多数の人々が利用する特定建築物（病院、ホテル、百貨店等）については、その構造及び避難設備などの不備による大きな被害の発生を防止するため、規模、時期等を定め、報告することが義務づけられている。

特定建築物等定期報告件数

（令和5年度 単位：件）

	特定建築物	建築設備	防火設備	昇降機	小荷物専用 昇降機
定期報告対象件数	329	331	272	1,663	144
報告件数	214	215	163	1,626	142
報告の結果改善を必要とする件数	128	102	33	17	6
改善を指示した件数	128	102	33	17	6
改善報告のあった件数	10	8	3	7	2

特定建築物の報告時期は3年に一度で、令和5年度以降3年ごと

3 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性などに一定の性能を有し、かつ、居住環境等への配慮や一定の住戸面積を有する住宅の建築・維持保全計画の認定を行っている。

認定件数 令和3年度：219件
令和4年度：238件
令和5年度：205件

4 低炭素建築物の認定

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、二酸化炭素の排出の抑制に資する措置（節水対策・エネルギーマネジメント・ヒートアイランド対策等）が講じられている建築物の新築等計画の認定を行っている。

認定件数 令和3年度：66件
令和4年度：32件
令和5年度：11件

5 エネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、省エネ基準に適合した措置が講じられている建築物の新築等計画の認定を行っている。

認定件数 令和3年度：17件
令和4年度：4件
令和5年度：1件

6 エネルギー消費性能適合判定

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、建築確認に際して、非住宅部分の床面積が300平方メートル以上の建築物を新築等する場合に義務付けられている、省エネ基準への適合性の判定を行っている。

判定件数 令和3年度：19件
令和4年度：21件
令和5年度：20件

7 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、適正な分別解体及び再資源化を促進するため、解体工事等の事前届出（通知）書の審査及び現場パトロールを実施している。

令和5年度建設リサイクル法（建築工事関係）届出件数：723件

建設リサイクル一斉パトロールの実施結果

（令和5年度 単位：件）

実施月日	確 認 件 数				現場標識 未揭示件数
	解体工事	新築工事	リフォーム工事	土木工事	
6月23日	32	1	1	10	8
10月25日	32	6	0	10	1

8 中高層建築物等の届出

中高層建築物等は、一般的にその規模が大きいことから、近隣の住民の居住環境に影響を及ぼす恐れがある。このため、周辺への日照の確保やプライバシーの保護、電波障害の防止等について十分な説明がなされなければ、トラブルが発生する恐れがある。このようなトラブルを未然に防止するために「福井市中高層建築物等に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定し、あっせんを行っている。(平成19年10月1日施行)

(単位：件)

年 度	届 出	あっせん
R 3	12	
R 4	8	
R 5	10	

9 木造住宅耐震診断等促進事業・木造住宅耐震改修促進事業

昭和56年6月の建築基準法改正以前に建築された一戸建て木造住宅の耐震診断及び補強プラン作成費用の一部を支援している。また、耐震診断の結果、耐震補強の必要があると判断された木造住宅の個人所有者に対し、耐震改修工事に要する費用の一部を補助している。

(単位：件)

年 度	耐震診断	補強プラン作成	耐震改修
R 3	20	20	7
R 4	15	15	5
R 5	28	28	4

10 吹付けアスベスト対策事業

吹付けアスベストが施工されているおそれのある建築物の所有者に対し、アスベスト含有調査に要する費用の一部を補助している。

補助件数 令和3年度：15件
令和4年度：16件
令和5年度：15件

11 危険ブロック塀除却事業

通学路に面した倒壊の危険性があるブロック塀の除却等に要する費用の一部を補助している。

補助件数 令和3年度：15件
令和4年度：3件
令和5年度：9件